

循環資源の管理型利用に関する法令理解度別補足説明

法令理解度	補足説明
<p>廃棄物処理法の上位法である循環基本法の立法趣旨（循環資源の利用を推進して廃棄物の処分を削減する社会を形成するために立法されている）を理解していない人。</p>	<p>経済的な価値とは関係なく循環基本法の利用の規定を遵守して占有者が自ら利用するものは廃棄物ではないので利用に当たって廃棄物処理法は適用されません。</p>
<p>循環基本法の循環資源と廃棄物処理法の廃棄物の違いを理解していない人。</p>	<p>廃棄物処理法が適用される廃棄物とは他人に有償で譲渡することができない循環資源のうち占有者が自ら利用しないために不要となったものを言います。</p>
<p>循環基本法における循環資源の利用の規定と処分の規定が同じ規定（基本法第6条第2項）であることを理解していない人。</p>	<p>循環資源の占有者が廃棄物処理法の処分の規定を用いて利用を行う場合は循環基本法の利用の規定にも適合していることになるので廃棄物処理法は適用されません。</p>
<p>都道府県が行う産業廃棄物に関する廃棄物該当性判断に使用されている「行政処分の指針」を一般廃棄物に関する廃棄物該当性判断を行う市町村に対して国や都道府県が使用を強要することはできないことを理解していない人。</p>	<p>「行政処分の指針」は都道府県が産業廃棄物に関する廃棄物該当性判断を行う場合に参考になっている国の技術的助言であり、市町村が行う一般廃棄物に関する廃棄物該当性判断に対する技術的助言ではありません。</p>
<p>都道府県が「行政処分の指針」を参考にして廃棄物該当性判断を行う場合に、占有者が循環資源を自ら利用する場合は、「通常の取扱い形態」と「取引価値の有無」に関する判断基準が除外されていることを理解していない人。</p>	<p>占有者が自ら行う循環資源の利用に対して、「通常の取扱い形態」と「取引価値の有無」を判断基準にすると、他人に有償で譲渡することができない循環資源は100%廃棄物に該当することになってしまいます。</p>
<p>セメントコンクリート（リサイクルされている廃コンクリートを含む）の中に環境の保全上の支障を生じさせる恐れのある有害な六価クロムが含まれていることを理解していない人。</p>	<p>循環基本法に「利用を行うことができる循環資源は環境の保全上の支障を生じさせる恐れのない無害なものでなければならない」という規定はありません。</p>
<p>世の中にはリスク管理が必要な有価物が数多く存在していることを理解していない人。</p>	<p>例えば車のガソリンは占有者や運転者がタンクの中に入れてリスク管理を行いながら利用している有価物です。</p>
<p>重金属等が含まれている汚染土壌の掘削土については他人に有償で譲渡することができないものであっても廃棄物処理法が適用されないことを理解していない人。</p>	<p>汚染土壌の掘削土は廃棄物処理法の処分の規定を準用した土壌汚染対策法の規定に基づいて利用や処分が行われています。</p>
<p>市町村が行っている一般廃棄物の処理に関する事務は地方自治法の規定に基づく自治事務であることを理解していない人。</p>	<p>市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事務が循環基本法及び廃棄物処理法の規定に適合している場合は市町村が他の法令等に違反していない限り国及び都道府県が否定的に関与することはできません。</p>
<p>循環資源の管理型利用を行うための個別法がないことは理解しているが利用を行う市町村には循環基本法の規定（循環資源の利用を行うための規定）及び廃棄物処理法の規定（環境の保全上の支障を生じさせないための規定）の範囲内において憲法の規定に基づく自治立法権が与えられていることを理解していない人。</p>	<p>廃棄物の処分に当たって廃棄物処理法の規定を適用すれば循環基本法の処分の規定に適合することになります。同じように循環資源の利用に当たって占有者である市町村が廃棄物処理法の処分の規定を準用した自治立法（条例又は規則等）を施行してその規定を適用すれば循環基本法の利用の規定に適合することになります。</p>
<p>循環基本法が廃棄物処理法の上位法であることを意識せずに廃棄物処理法の立法趣旨及び同法の規定に基づいて廃棄物の処理に関する職務を遂行している公務員の皆様。</p>	<p>循環基本法（上位法）の規定よりも廃棄物処理法（下位法）の規定を優先して職務を遂行することは国家公務員法や地方公務員法の規定に抵触することになります。</p>